

熱海市林地台帳情報取扱要領

(平成 31 年 3 月 18 日制定)

第 1 趣旨

- 1 熱海市林地台帳情報（以下「林地台帳情報」という。）の取扱いについては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）、林地台帳制度の運用について（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 395 号 林野庁長官通知）、林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 400 号 林野庁森林整備部計画課長通知）及び熱海市個人情報保護条例（平成 10 年熱海市条例 3 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。
- 2 熱海市林地台帳情報の取扱いについては、林地台帳及び地図運用マニュアル（平成 29 年 3 月 30 日付け 8 林整計第 407 号 林野庁森林整備部計画課長通知）、林地台帳及び地図整備マニュアル（平成 28 年 10 月 7 日付け 28 林整計第 228 号 林野庁森林整備部計画課長通知）に配慮するものとする。

第 2 林地台帳情報の定義

この要領で取扱いを定める林地台帳情報とは、次に定める林地台帳及び林地台帳地図をいう。

(1) 林地台帳

熱海市の森林計画区域における、土地の所有者の氏名又は名称及び住所等の、森林法第 191 条の 4 第 1 項各号に規定する事項を「地番」を単位とし取りまとめた帳簿

(2) 林地台帳地図

林地台帳に記載された地番の位置を示す、縮尺 5 千分の 1 の森林の土地に関する地図

第 3 林地台帳情報の備え付け

林地台帳情報は、森林計画担当課に備え付けるものとする。

第 4 林地台帳情報の管理

林地台帳情報は、森林計画担当課長（以下「管理者」という。）が管理する。

第 5 林地台帳情報の公表

- 1 管理者は、林地台帳情報の備え付け所において、別表 1 の必要な書類を備え

林地台帳情報の閲覧の申請があり、別表2の書類により窓口に来た者の本人確認ができる場合は、林地台帳情報（公表することにより個人の権利利益を害するものそのほかの公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を閲覧により公表するものとする。

- 2 管理者は、林地台帳情報を公表する者に対し、別紙1の周知事項を口頭で説明するものとする。

第6 個人情報を含む林地台帳情報の情報提供

- 1 個人情報を含む林地台帳情報の提供は、法令等に基づく場合を除き、次の利用目的のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 適切な森林施業の実施
- (2) 森林施業の集約化に資する場合

- 2 管理者は、林地台帳情報の備え付け所において、別表3の必要な書類を備え林地台帳情報提供依頼の申し出があり、その利用目的が前項の(1)又は(2)に合致するとともに、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者と認められる場合、これを承認し、林地台帳情報に記載された事項（原則全ての記載事項）の複製の提供を行うものとする。

また、次の(4)に該当する者から林地台帳情報に記載された事項（原則全ての記載事項）の提供依頼があった場合、複製の提供を行うものとする。

- (1) 当該森林の土地の所有者、当該森林所有者又は森林の土地所有者の同意を得た者が、所有する森林の区域の複製の提供を希望し、以下のア、イ、ウの全てに該当する場合。

ア 申請者が、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者であること。

- (ア) 当該森林の土地の土地所有者
- (イ) 当該森林の土地の森林所有者
- (ウ) 当該森林の土地の土地所有者又は森林所有者からの同意を得た者（森林の施業又は経営の委託を受けている者を含む。）

イ 申請者が、次の(ア)から(ウ)のいずれかの書類を提示又は提出すること。

- (ア) 当該森林の土地の土地所有者は、本人と確認できる書類の提示及び所有地番を証明する書類の提出
- (イ) 当該森林の森林所有者は、本人と確認できる書類の提示及び所有地番を証明する書類の提出
- (ウ) 当該森林の土地の所有者又は森林所有者からの同意を得た者は、本人と確認できる資料の提示、所有地番を証明する書類及び委任状(参考1)又は委託契約書の写し等の同意を確認できる書類の提出

ウ 林地台帳情報の提供に係る留意事項に同意する書類（様式3）を提出す

ること。

- (2) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林所有者又は森林の土地所有者の同意を得た者が、所有する土地に隣接する森林の区域の複製の提供を希望し、以下のア、イ、ウの全てに該当する場合

ア 申請者が、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者であること。

(ア) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者

(イ) 当該森林の土地に隣接する森林所有者

(ウ) 当該森林の土地に隣接する土地所有者又は森林所有者からの同意を得た者（森林の施業又は経営の委託を受けている者を含む。）

イ 申請者が、次の(ア)から(ウ)のいずれかの書類を提示又は提出すること。

(ア) 当該森林の土地に隣接する土地所有者は、本人と確認できる書類の提示及び所有地番を証明する書類の提出

(イ) 当該森林の土地に隣接する森林所有者は、本人と確認できる書類の提示及び所有地番を証明する書類の提出

(ウ) 当該森林の土地に隣接する土地所有者又は森林所有者からの同意を得た者は、本人と確認できる資料の提示、所有地番を証明する書類及び委任状（参考 1）や受委託契約書の写し等同意を確認できる書類の提出

ウ 林地台帳情報の提供に係る留意事項に同意する書類（様式 3）を提出すること。

- (3) 静岡県内の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者の同意を得た者が、県内の森林の区域の複製の提供を希望し、以下のア、イ、ウの全てに該当する場合

ア 申請者が、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 静岡県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者

(イ) 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者の同意を得た者（森林の施業又は経営の委託を受けている者を含む。）

イ 申請者が、次の(ア)、(イ)のいずれかの書類を提示又は提出すること。

(ア) 当該森林の土地の所在地の属する静岡県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者は、本人と確認できる書類の提示及び対象森林が存在する県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類の提出

(イ) 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者の同意を得た者は、本人と確認できる書類の提示及び委任状（参考 1）

又は対象森林が存在する県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類の提出

ウ 林地台帳情報の提供に係る留意事項に同意する書類（様式 3）の提出

(4) 農林水産大臣又は静岡県知事

3 複製の提供は、原則として電子データにより行うものとするが、管理者が認める場合は書面で行うことができる。

4 管理者は、第 2 項の規定により個人情報を含む林地台帳情報の複製を提供する場合は、林地台帳情報の提供に係る留意事項を説明し、申請者に留意事項に同意する書類（様式 3）の提出を求めるものとし、複製を印刷物で提供する場合は、別紙 2 の注意書きをその印刷物に表示するものとする。

第 7 林地台帳情報の修正・更新

1 管理者は、林地台帳の精度向上を図るため、林地台帳情報の修正・更新を行うものとする。

2 管理者は、林地台帳情報の備え付け所において、別表 6 の必要な書類を備え林地台帳情報の修正の申し出があり、次の(1)に該当する者と認められる場合、修正申出の内容にも基づき、別表 8 により修正を行うか判断し、結果を申出者に通知（様式 5）するとともに、別表 9 により修正を行うものとする。

(1) 当該森林の土地所有者又は土地所有者の同意を得た者が、所有する森林の区域の林地台帳の修正申し出を申請し、以下のア、イの全てに該当する場合
ア 申請者が、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者であること。

(ア) 当該森林の土地の土地所有者

(イ) 当該森林の土地の土地所有者の同意を得た者

イ 申請者が、次の(ア)、(イ)のいずれかの書類を提示又は提出すること。

(ア) 当該森林の土地の土地所有者は、本人と確認できる書類の掲示及び修正事項を証明する書類の提出

(イ) 当該森林の土地の土地所有者の同意を得た者は、本人と確認できる書類の掲示、委任状（参考 1）等の同意を確認できる書類の提出及び修正事項を証明する書類の提出

3 管理者は、森林の土地の所有者届書（森林法第 10 条の 7 の 2）の受理後に、届出書の記載内容に従い、別表 10 により林地台帳の記載事項を更新するものとする。

4 管理者は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第 1 項に規程する届出に関する情報提供を受けた場合は、届出の記載内容に従い、別表 11 により林地台帳の記載事項を更新するものとする。

5 管理者は、次の(1)から(9)の情報を定期的に取得し、林地台帳の記載事項を

修正又は更新するものとする。

- (1) 登記情報による更新（別表 12 による）
- (2) 固定資産課税台帳情報に基づき、登記簿上の所有者以外の情報を含め更新
- (3) 地籍調査実施情報による更新（別表 13 による）
- (4) 住民基本台帳情報による更新（別表 14 による）
- (5) 境界の明確化に係る事業等の実施情報による更新（別表 15 による）
- (6) 森林経営計画の認定による更新（別表 16 による）
- (7) 地域森林計画対象森林の区域の変更による更新（別表 17 による）
- (8) 熱海市森林整備計画の樹立・変更時の更新（別表 18 による）
- (9) その他管理者が必要と認めるもの

6 管理者は、次の(1)から(5)の情報を定期的に取り得し、林地台帳地図の情報を更新するものとする。（別表 19 による）

- (1) 地籍調査成果による更新
- (2) 森林法第 5 条で規定されている森林（以下「5 条森林」という。）の区域の変更（編入・除外等）による更新
- (3) 境界明確化事業や山村境界基本調査等の成果による更新
- (4) 公図、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条、地番図、地方税法（昭和 23 年法律第 226 号）第 380 条第 3 項等の林地台帳地図の原案作成に使用した地図による更新
- (5) 管理者が必要と認めるもの

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。